

社会福祉法人紀三福社会 行動計画（女性活躍推進法）

女性職員全員が働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日（3年間）

2. 当法人の課題

- (1) 採用、勤続年数等に男女別の大きな差はみられないが、部署単位での男女の偏りが目立つ
- (2) 育児休業から復帰後1年以上継続勤務の職員が少ない

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：特別養護老人ホーム（本館） 介護職員（正職員）の女性割合を30%以上にする

<取組内容>

- 平成28年 4月～ 女性を配属する上での課題について現場管理職からヒアリングを行う
- 平成28年 5月～ 現女性職員に、配属する上での課題についてヒアリングを行う
- 平成28年10月～ 環境改善に向けた取り組みを検討する。（有給取得の強化等）
- 平成29年 3月～ 配属先の見直し
- 平成29年 4月～ 配属を実施、以降3ヶ月毎フォローアップ・ヒアリングを実施する
- 平成29年10月～ 環境改善に向けた取り組みの再検討を行う

目標2：育児休業から復帰後1年以上継続勤務の女性職員を40%以上にする

<取組内容>

- 平成28年 4月～ 女性が継続しやすい環境づくりのための資料を集める
- 平成28年 7月～ 育児をしながら働く職員の意見を調査。併せて復帰職員のヒアリング（以降3ヶ月毎に実施）
- 平成28年10月～ 各部署現状の把握
- 平成29年 1月～ 復帰職員のヒアリング（以降3ヶ月毎に実施）
- 平成29年 4月～ 事業所内保育の実施

【働き方の改革に向けた取組】

有給休暇の取得率を20%アップさせる